



磯監第 18 号  
平成 26 年 8 月 20 日

大磯町長 中崎 久雄 様

大磯町監査委員 高野澤 均  
同 竹内 恵美子



平成 25 年度大磯町歳入歳出決算健全化判断比率及び資金不足比率の  
審査意見書について (提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成 19 年法律第 94 号) 第 3 条第 1 項及  
び第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度大磯町歳入歳出決算健全化判断比率及び資  
金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。



(事務担当は、西海 内線 283)

平成 25 年度

健全化判断比率・資金不足比率審査意見書

歳入歳出決算

大磯町監査委員

# 平成 25 年度 健全化判断比率審査意見書

## 1 審査の概要

この健全化判断比率の審査は、町長から提出された健全化判断比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の期間

平成 26 年 7 月 22 日から平成 26 年 8 月 18 日まで

## 3 審査の結果

(1) 審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

### 記

(単位：%)

健全化判断比率	平成 25 年度	平成 24 年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	—	14.18	
②連結実質赤字比率	—	—	19.18	
③実質公債費比率	7.7	9.3	25.0	
④将来負担比率	85.7	95.5	350.0	

(※実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額が算定されないため「—」表示)

### (2) 個別意見

#### ①実質赤字比率について、

平成 25 年度の一般会計の実質収支額は 319,985 千円となっており、赤字額が算定されないため、良好な状態であると認められる。

#### ②連結実質赤字比率について

平成 25 年度の一般会計及び特別会計の実質収支額の合計は 723,785 千円となっており、赤字額が算定されないため、良好な状態であると認められる。

#### ③実質公債費比率について

平成 25 年度の実質公債費比率は 7.7%となっており、早期健全化基準 25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態であると認められる。

#### ④将来負担比率について

平成 25 年度の将来負担比率 85.7%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態であると認められる。

### (3) 是正改善を要する事項

特に改善すべき事項はない。

## 平成 25 年度 資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

この資金不足比率の審査は、町長から提出された資金不足比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の期間

平成 26 年 7 月 22 日から平成 26 年 8 月 18 日まで

### 3 審査の結果

(1) 審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

### 記

資金不足比率

(単位：%)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	経営健全化基準	備 考
下水道事業特別会計	—	—	20.0	

(※資金不足比率は不足額が算定されないため、「—」表示)

### (2) 個別意見

#### ①資金不足比率について

平成 25 年度は不足額が算定されないため、良好な状態にあると認められる。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。